

出産・子育て応援事業について



全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出後に5万円、出生後に5万円相当のデジタルポイントを支給）を一体として実施する事業を行っています。

【伴走型相談支援】

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施するために、保健師が面談等で個別相談を実施しております。以下の相談以外にも、電話・来所・訪問でも相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

○妊娠届出時の面談

妊娠届出時に妊婦さんが安心して出産を迎えられるよう、保健師が面談を行います。妊娠・出産について分からない事、心配な事等ご相談ください。

○妊娠中期以降の面談等

妊娠中期以降に面談の案内文とアンケートの郵送または電話相談を行います。産前産後の過ごし方や不安な事があれば希望者のみ面談いたします。

○乳児家庭全戸訪問時等の面談（生後4か月以内）

出産されたすべてのお子さんを対象に自宅を訪問し、お子さんの体重測定や育児についての相談、子育てに関する情報の紹介をいたします。育児について分からない事、心配な事等ありましたら、ご相談ください。

【経済的支援】

1. 支給対象者

申請日において、養老町に住民登録のある方で、次のいずれかに該当する方

○出産応援ギフト

妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

○子育て応援ギフト

出生した子の養育者

2. 支給内容

妊婦 1人あたり 5万円相当のデジタルポイント

子 1人あたり 5万円相当のデジタルポイント

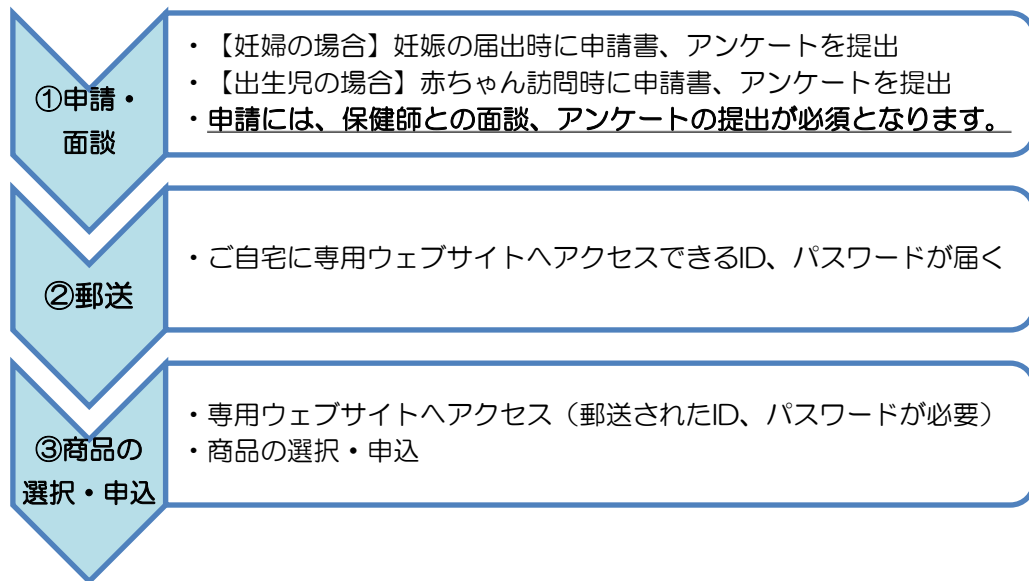
3. 申請期限

○出産応援ギフト 妊娠中 ○子育て応援ギフト 生後4か月以内

*上記のとおり申請期限がありますので、申請期限内の申請が難しい方につきましては保健センターまでご連絡ください。

4. ご利用の流れ

出産・子育て応援ギフトの専用ウェブサイトにて育児用品・子育て支援サービス等を申し込む場合のご利用の流れは以下のとおりです。



5. その他 不明な点は保健センター（Tel：32-9025）までお問い合わせください

